

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年10月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉建屋天井クレーンの点検時、クレーン遠隔操作無線コントローラの動作不良（横行・走行不可）が認められたため、当該コントローラを修理	D	
2	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（2A・2B）カップリング側及び反カップリング側シール水温度調整弁の点検時、弁棒の摺動部に摩耗が認められたため、当該部を交換	D	
3	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（2A）入口弁の点検時、ボンネットフランジのガスケットパッキンシート面に漏洩痕が認められたため、当該シート面を修理	D	
4	2号機	炉心スプレイ系配管サポートの点検時、一部に溶接不良箇所が認められたため、当該部を溶接修理	C	
5	2号機	気体廃棄物処理系予熱器（A・B）ドレントラップの点検時、パイプの浸透探傷検査において指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
6	2号機	クロスアラウンド配管の取替に合わせて当該配管を一部設計変更（ノズルの追加）し工場において製作したが、設計変更時、受注者が当社の未承認のまま作業開始していたことが認められたため、対応検討	C	
7	2号機	主タービン主蒸気止め弁（#1）の点検時、弁棒ピン穴に変形が認められたため、当該弁棒を交換	D	
8	2号機	主タービン組合せ中間弁（SV#1・3・6）の点検時、弁棒の浸食深さ管理目標値外れが認められたため、当該弁棒を交換	D	
9	2号機	補助海水系四方弁及びバタフライ弁（5台）の点検時、ライニング及び弁取合配管フランジ面コーティングに部分剥離が認められたため、当該部を修理	D	
10	2号機	補助海水系弁の点検時、補助海水ポンプ出口ストレーナ（B）ドレン弁のシート面に浸食が認められたため、当該弁を交換	D	
11	2号機	原子炉建屋補機冷却海水系熱交換器（A）海水出口弁の点検時、弁体入口側シート面及び出口側にライニングの損傷が認められたため、当該弁をライニング補修	D	
12	4号機	計器設定に関する確認において、ドライウェル機器ドレンサンプ水位計の計器仕様表に誤記等が認められたため、対応検討	C	
13	4号機	給水加熱器（2A）水位制御弁の作動試験時、駆動部よりエアリークが認められたため、当該駆動部を修理	D	
14	4号機	蒸気式空気抽出器（B）において、本体とベースの固定用ボルト（4本）に緩みが認められたため、当該固定ボルトを締付	C	
15	4号機	プロセス計算機のアラームタイパの印字ができないことが認められたため、当該タイパを点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	5号機	計器設定に関する確認において、ドライウェル除湿冷却系チリングユニット冷却水温度計の計器仕様表に誤記が認められたため、対応検討	C	
17	5号機	エリア放射線モニタ管理月報（第二四半期）の作成時、誤記が認められたため、対応検討	D	
18	5号機	原子炉建屋5階エレベータ前において、床面にコンクリートの剥離箇所が認められたため、当該部を補修	D	
19	その他	大型乾式キャスク（1C）において、2系統ある蓋間測定系のうち、1系統（109B-2）の指示値にダウンスケールが認められたため、当該系統を点検・修理	D	
20	その他	使用済燃料輸送容器機密漏洩検査装置において、圧力センサーの零点調整不能が認められたため、当該センサーを交換	D	
21	その他	南防波堤基部周辺の機器点検エリア付近の配管基礎において、洗掘による沈下等が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで